

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の概要

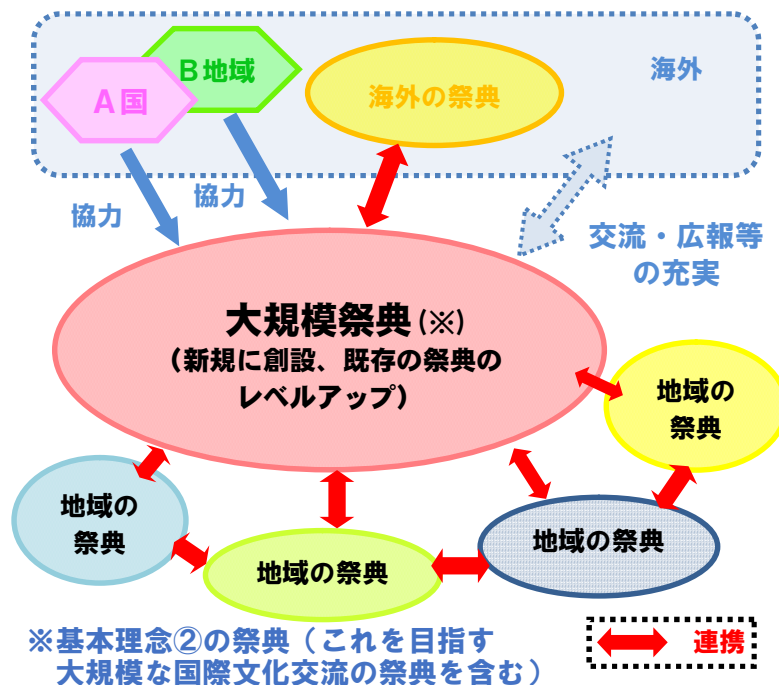
参考資料 1

【法案の目的】 国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要
(1条) → 国際文化交流の祭典の実施を推進

- ・ 国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与
- ・ 世界の文化芸術の発展に貢献
- ・ 我が国の国際的地位の向上に資する

基本理念 (3条)

- ① 国際文化交流の場の提供による世界への貢献、我が国に対する諸外国の理解の深化、国際相互理解の増進を図る
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国等からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内外から多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指す
- ③ 全国各地において多彩な文化芸術に係る祭典が実施されるようにする
この場合に、地域住民等の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにする
- ④ 青少年が世界レベルの文化芸術に接する機会を充実させる
- ⑤ 国際観光の振興、地域の活性化等の関連施策との有機的な連携を図る



※基本理念②の祭典（これを目指す大規模な国際文化交流の祭典を含む）

基本計画(閣議決定)で具体化 (7条)

大規模祭典のための国の施策

- 継続的かつ安定的な実施に必要な人的・物的体制の整備（専門的な人材の継続的な確保、会場の確保、芸術家の受入れ体制の整備等）(8条)
- 企画等に関する外部の専門的なサポート体制の整備 (9条)
- 海外へのアピール（インフルエンサーの招へい等）(10条)
- 来訪者の交通手段・滞在施設の充実・確保等 (11条)
- 海外の祭典との交流・連携 (12条)
- 外国の政府機関等、国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携 (13条)

地域の祭典も含めた幅広い国の施策

- 海外も含めた祭典に関する実施状況等の情報の収集・整理・提供 (14条)
- 企画等に関する専門的な人材の確保等 (15条)
- ボランティア活動への参加の促進等 (16条)
- 国内の祭典相互の連携 (17条)
- 地方公共団体・民間団体等による祭典の実施・参加等への支援 (18条)

地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の実情に応じた施策を講ずる。(19条)

【推進体制:関係省庁による推進会議の設置】(20条)

- 国際文化交流の祭典推進会議を設け、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行う。

【財政上の措置等】(6条)

- 政府は、施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。